

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	パワハラ	部下、同僚などを数々パワハラで病気休暇、最悪辞めさせている職員がいると仄聞しています。 自分が悪いと思わず、自分が正しいだから従わないものは、ダメとしてパワハラを恒常的に行っている。 人事は、申し立てがあっても無視し、あろうことか、管理職不適とせず、昇格させている。 下についた職員は、従うか病むか辞めるかの選択肢しかない。 常々議会からも質問されているが、なぜ貴市は昇格試験を実施しない。 恣意的、温情的で昇格させているとしか市民から見えて思わずにはいられない。 該当の職員がいたまたはいる室課で病気休暇及び退職した人数を教えてください また、この職員らの昇格理由および人事評価を教えてください 議員にも連絡させていただいており、一部の議員と一緒に動いてくれると言ってくれています。 開示しないならば、情報公開請求します。	本市では、ハラスメントの防止等に関する要項を定め、庁内に相談窓口を設置するとともに、職員から相談を受けた際には、速やかに事実関係の確認や関係者への指導、助言等の措置を行うことにより、職場環境の改善に努めております。 お尋ねいただいた病気休暇及び退職者の人数につきましては、該当する職場の範囲を特定できないため、お答えできません。また、昇格理由及び人事評価につきましても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えできません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 役職者、管理職への昇格は、過去の職務経験や人事評価を踏まえ、職務遂行能力やマネジメント適性などを考慮し、総合的に判断しております。昇格試験につきましては、人事制度に関する貴重なご意見として、参考とさせていただきます。	人事室	R8.6.18	R8.7.1
2	D35-市HP「吹田市議会、5月定例会の質問(個人質問)者」の議員数が約半減に素朴な疑問。	1) 標題について、市HPの新着情報に6月8日に掲出されましたが、吹田市議会議員は現在33名(正・副議長を含む)おられる中で、質問される議員の方が16名しかおられないのは何故でしょうか。説明文が見当たりません。 ⇒添付画像。D35-吹田市議会。上:5月定例会の質問(個人質問)者HP。下:質問者名簿-16名(6月8日)。説明文無し 2) 今回の5月定例会では質問される議員の方が、在籍議員の約半数という場合のルール名を教えてください。加えて2月定例会では、正副議長を除く在籍議員31名が全員、質問をされていることから、「ルール名」があれば、市議会のHPに明記が必要と思います。 ① 今回、質問をされなかった議員に投票をされた有権者の方は、疑問に思われると思います。 ② 6月16日に、大阪府は、来春の府議選から定数を6削減して73とする条例改正案について可決され、近隣の豊中市と茨木市では、1名減になる事から吹田市議会についても関心が増えるものと推察します。 ⇒添付画像。D35-吹田市議会。市議会の構成HP(部分)。説明文無し ※市議会の正議長、ならびに副議長に供覧を願います。 ※市議会の議会運営委員会委員長ならびに、議会広報委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	平素より、本市議会の活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 令和8年6月22日に頂きました「D35-市HP「吹田市議会、5月定例会の質問(個人質問)者」の議員数が約半減に素朴な疑問。」について、回答します。 本市議会では、議員の権能や役割を尊重しつつ、より効果的かつ効率的な議会運営を目指して、様々な取組を行っております。その一環として、本年の5月定例会と12月定例会につきましては、試行的に代表質問は実施せず、各議員がいずれか一方の定例会で個人質問を行う運用としております。 頂いた御意見を踏まえ、その旨の説明を市議会ホームページの「5月定例会の質問(個人質問)者」に追記いたしました。 なお、今回の運用は、あくまで試行的な取組であり、ルール名は設けておりません。 今後とも、市民の皆様にとって分かりやすい情報発信に努めてまいります。	議会事務局	R8.6.22	R8.7.1

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	市・府民税の決定通知書の件	年金を受給しながら働いている者です。 市民税課から市・府民税決定通知書が封書で届きました。一方、会社の方にも決定通知書が届いたので市民税課に確認に行きました。封書の方は年金に対する市・府民税ですと。年金からは徴収出来ないのとの説明で納得しましたが、封書の方の年金からの徴収というのが非常に分かりにくいです。現に私のすぐ後に来た方も私と全く同じ質問をして、市民税課の方が全く同じ説明をされてました。もう少し分かりやすくしていただけないでしょうか。	今年度よりデジタル庁が推進している全国標準のシステムに切り替わったことにより、通知書につきましても全国統一の様式になっております。そのため申し訳ありませんが、吹田市が独自で様式を変更することはできません。いただいたお声については、機会がありましたら国に対して要望させていただきます。	市民税課	R8.6.25	R8.7.1
4	プレミアム付デジタル商品券について	プレミアム付デジタル商品券の仕様に関する改善要求 現在実施中のデジタル商品券事業について、以下の3点から強い不公平感を抱いており、改善を求めます。 1.デジタル弱者の排除: スマホや特定アプリが必須の仕組みは、物価高の影響を最も受ける高齢者層などの応募を妨げており不公平です。 2.事業者の限定: 過去の施策と異なり、決済事業者をPayPayの1社に絞る選定基準は、他社サービス利用者を排除しており納得がいきません。 3.追加募集の歪み: 1次で枠が埋まらず上限を引き上げて2次募集を行う現状は、制度が市民(特に高齢者)に寄り添っていない証拠です。 税金を原資とする住民支援策である以上、「誰一人取り残さない」公平な制度設計が不可欠です。今後は紙の商品券の併催や、柔軟な予算活用を強く要望します。	平素は本市商工行政に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 お問合せいただきましたプレミアム付デジタル商品券の件について、以下のとおり回答いたします。 本事業につきましては、事務費の負担軽減や国がキャッシュレス決済の普及を推進していることなどを踏まえ、デジタルにより実施するものです。 また、決済サービスにつきましては、本事業の受託事業者が、本市の示す仕様条件に見合う決済事業者を選定したところ、PayPay商品券で実施することとなったものです。 本事業の実施を検討する際に申込みや購入方法等がわからないなどの問い合わせがあることが予想されていたため、1次販売、2次販売ともにコールセンターの設置及び利用者向け説明会を開催することで、サポートを実施させていただきました。 いただいたご意見は、今後の地域経済振興の参考といたします。 ご理解の程どうぞよろしくお願いいたします。	地域経済振興室	R8.6.25	R8.7.1
5	千里丘つくし野遊園のボール遊びで被害	本日、軟式テニスボールがうちの敷地内に落ちてました。車に当たったのか？壁なのかはわかりません。もし、車に当たったのであれば、いくら柔らかい軟式テニスボールでも砂が付いていますので、キズが付きます。先日、回覧板にてボール遊びに関しての注意喚起がまわっていましたが、その甲斐なく、ボール遊びは毎日のように行われております。これを機に早急にボール遊び全面禁止の看板設置とボール遊びができないような間隔で大きな木を何本も植えてほしいです。いつ、また、ボールが敷地内に入ってくるのか？わからないので、早急に対応してくれるようお願いします。	地域の回覧板をご確認いただき、ありがとうございます。連合町会様にもご協力をいただき文面を作成し、回覧をさせていただきました。今後の対応につきましても連合町会様と遊園の在り方について、協議を進めてまいります。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	公園みどり室	R8.6.24	R8.7.2

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
6	D34-「コンビニエンスストア等収納代行業務に係る制限付一般競争入札」の素朴な疑問と提言。	標題について、市HPの新着情報に6月18日および6月12日に計4件が掲出されていますが、発注ヶ所(国民健康保険課、会計室、納税課、高齢福祉室)は異なりますが、同じ業務内容と考えられる事から、業務効率化の観点から事前協議により代表される部署で一括して入札手続きをされたら良いのに…と思います。また今回の入札案件4件での落札業者が異なった場合は、システムの運用面で問題点は生じませんか？。 ⇒添付画像。D34-コンビニ収納代行業務。入札4件名 ⇒添付画像。D34-吹田市。コンビニ収納代行の入札案件の事務処理量の一例 【A案】:6月4日に市HPに掲出された「吹田市の公共施設368契約(270施設)で使用する電力供給業務における入札手続き」のように吹田市の全公共施設の電力購入契約について環境部環境政策室が代表で入札手続きをされています。 ⇒添付画像。D34-吹田市公共施設270か所の電力入札契約。環境部(6月4日) 【B案】:豊中市は、昨年度から“随意契約”で、コンビニエンスストア等収納代行業務を、(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)を根拠に業者と契約をされ、大幅な業務効率化を図っておられます。 ⇒添付画像。D34-豊中市コンビニエンスストア等収納代行業務の随意契約結果(R8年3月31日) ※ 豊中市の随意契約理由を一読されて、吹田市の個別入札方式とのメリット・デメリットを比較検証をされませんか？。 ・契約金額が大きいので、市議会での承認の可否は分かりませんが、検討をされませんか？。 ※後藤市長様が以前、市議会で「横串(部門間)の重要性」の発言があった記憶があります。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 ※市議会の健康福祉常任委員会委員長に供覧を願います。 【追伸:2025年度、全国自治体DX推進ランキング】…豊中市が総合1位… ⇒添付画像。D34-全国自治体DX推進度ランキング。豊中市が1位 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本業務においては、現状は4室課のシステムごとに求められる仕様・要件が異なるため、それぞれの室課が主体となって入札を行っております。そのため、仮に落札業者が異なった場合においても、各室課の運用が独立していることから、実務面での問題点が生じることはないと考えております。 なお、契約方式については、競争入札が原則であり、随意契約を例外的に選択する場合においては、地方自治法及び地方自治法施行令並びに吹田市財務規則に基づき、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を説明できるものでなければなりません。本業務に係る契約はこれには該当しないものと判断しております。 また、条例に基づく議会の議決に付すべき契約にも該当しないため、市議会による個別の承認手続きは要しないものです。	会計室、国民健康保険課、納税課、高齢福祉室	R8.6.19	R8.7.3

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	D36-市HP「大阪府緑化樹配付(無償)」について新着情報に掲出要。	1) 標題について、6月16日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出がされていない事から市民・団体・企業などに周知がされているとは思えません。 ⇒添付画像。D36-大阪府緑化樹配付。上:新着情報に無し。下:サイト(6月16日) 2) 6月22日に市HPに掲出された「令和7年度行政評価2次評価結果に対する対応」の、「大綱:6 都市形成の(政策:1 みどり豊かで安全・快適な都市空間づくり)」みどりの保全と創出。緑化推進事業。の項の説明文に「民有地での緑化に向けた取組の支援などにより…」が有ります。加えて「第4次総合計画」の施策であることから、市HPの新着情報に掲出により、皆さんに周知が必要と思います。 ⇒添付画像。D36-「第4次総合計画」みどりの保全と創出。緑化推進事業。「民有地での緑化に向けた支援…」 ⇒添付画像。D36-大阪府緑化樹配付。概念図(申請:6月~8月) ※市議会の建設環境常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	大阪府緑化樹配付事業は、本市と大阪府が連携して樹木の無料配布を行うことで、住宅地、学校、工場、事業場、公園等の緑化を推進する事業です。今回、いただいた御意見を踏まえ、本事業をより広く周知・広報するため、本市ホームページの新着情報に大阪府緑化樹配付ページを更新した旨のお知らせを改めて掲載いたしました。 今後も、市報すいたや本市ホームページ等を活用し、みどりのまちづくりに関する情報の周知・広報に努めてまいります。	公園みどり室	R8.6.25	R8.7.3
8	図書館や学校や公民館や市営プールなど公共施設でFM802などラジオ放送を流してほしい	最近radikoが普及しています。しかし周りの人はラジオは特定の番組しか聴かない人が多いです。ラジオはBGM代わりになりテレビと違って脳が疲れません。そこで提案ですが学校の昼休みや公民館や図書館や区役所や市営プールでFM802やFMCOCOLOやMBSラジオなどラジオ放送を流すなどしてラジオをもっと聴こうキャンペーンができないのでしょうか？ そうすればラジオを聴く市民が増えるのではないかと思います。担当者様よろしくお願いします。	令和8年6月25日に送信いただきました標記の件につきまして、担当室課へ情報共有させていただきました。 御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。よろしくお願いいたします。	市民相談室	R8.6.26	R8.7.3
9	窓口対応	本日7月1日国民健康保険窓口を訪ねたところあなたは扶養者だから会社が発行した資格喪失証明書を持ってこない一切国保に切り替えできないと高圧的な態度で対応され恐怖を覚えました。 市役所は困っている市民の味方ではないのですか？ 社保から国保の切り替えではインターネット申請ができる案内も渡されず自分で調べる始末でした。 イレギュラー対応は一切なく災害時や緊急時でもこのような窓口対応になるのか？教えてください。 本件道徳観のない国保窓口担当者対応につき事実確認および監督者である吹田市長からの謝罪を要求します。	7月1日に本市の国民健康保険課窓口にお越しいただきました際には申し訳ございませんでした。 社会保険から国民健康保険に切り替えのお手続き時には、社会保険の資格が喪失していることがわかる書類の提示をお願いしております。 今後は窓口での丁寧な対応を行って参りますので御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	国民健康保険課	R8.7.2	R8.7.3

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	福祉指導監査室の通報対応に関する苦情・再発防止要望	放課後等デイサービス事業所「〇〇」の送迎体制変更について、吹田市福祉指導監査室へ通報・相談しましたが、1か月以上経過しても、事実確認の有無、資料提出の要否、今後の対応予定について具体的な説明や進捗連絡がありません。 私が求めているのは送迎継続の要望ではなく、これまで実施されていた送迎の変更・縮小に際し、契約内容、個別支援計画、保護者への説明・同意、体制届、給付費算定、安全確保等の観点から適切な手続きが行われたかの確認です。議事録等は未提出ですが、必要であれば提出する用意がある旨は伝えています。 しかし回答は一般論にとどまり、担当者名も示されず、問い合わせの継続性や責任ある対応に疑問があります。このため対応状況確認のため情報開示請求も行っています。 市として事実確認の有無、資料提出の要否、今後の対応予定を回答し、担当係名・受付番号等により経過を追える対応と、一般論のみの回答を繰り返さない再発防止をお願いします。公開時は児童や家庭が特定されないよう配慮してください。	福祉指導監査室に頂いている苦情・通報につきましては、その内容に応じて、事業所に対して調査や指導を実施するなど対応をいたします。また、調査の進捗により通報された方に対して資料の提出をお願いする場合がございます。 なお、この回答が公開されることにより、児童や家庭が特定されないよう、個別の事案についての回答は行っておりません。 ご理解頂きますよう、よろしくお願いいたします。	福祉指導監査室	R8.6.22	R8.7.7
11	歩道の斜面について	千里山竹園〇〇だと思うのですが、〇〇という新しい施設の前の歩道についてです。 歩道と車道の段差をなくすために、歩道が斜面になっていますが、車椅子が通行が極めて困難です。横断歩道が少ないため、その斜面を避けようすると坂を登って遠回りになるため、その歩道は避けられません。現在道路側へ出ないように柵の工事をされているようですが、そもそもの歩道の斜面が急すぎるかと思われるため是正いただきたいです。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願い申し上げます。	現在建築工事に伴い工事業者により、2か所歩道切り下げ工事をしております。1箇所については工事期間中の車両の出入りに対応するため、一時的に歩道の切り下げ工事を施工しております。 この一時的な切り下げ箇所につきましては、工事完了後に柵及び歩道を工事前の状態に復旧する予定です。 また、もう1か所につきましては、工事前から車両の出入口として使用していた切り下げを改修しており、縁石を設置し直したのちに本舗装工事を行うことで、現在よりも歩道の横断勾配が若干緩やかになるよう施工する予定と把握しております。 なお、当該箇所は建築敷地と車道との間に高低差があることから、歩道の勾配を大きく変更することは構造上困難であり、一定の勾配が残ることをご理解いただきますようお願いいたします。	道路室	R8.7.1	R8.7.7
12	亥の子北公園出入口標識の件	公園北側出入口に飛び出し禁止標識が柵に恭架(張り付け)されていますが、向きが逆だと思えます。 公園内から道路側への飛び出し禁止とわかる向きに標識の張替えをお願いします。	ご意見いただきました禁止標識ですが、標識が設置されている車止めが抜き差し可能なタイプとなっております。向きを誤って復旧したものですので、直ちに向きを修正する作業を実施いたしました。 ご連絡いただき、ありがとうございました。以上、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	公園みどり室	R8.7.7	R8.7.8

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13	D30-2。市HPサイトの「すいたんAIチャット」の表示について提言。	【6/9投稿(再掲)】: 標題について、市HPで(中略)「すいたんAIチャット」の表示位置がページの左端に位置しており、文字の上に「すいたん」が重なり、閲覧時に支障になります。⇒他市のように右側にされたら。加えて「すいたんAIチャット」にすいたんを一時抹消の“X”印が必要。閲覧時や印刷時の支障対策になります。⇒豊中市の例参照⇒添付画像(再掲)。D30-2。「AIチャット」。左: 吹田市すいたん。右: 豊中市の“X”印の例 【6/23市回答】: ⇒添付画像。D30-2。「AIチャット」(部分) ・(高齢福祉室): (前略) 今後、すいたんAIチャットのアイコンを消す機能を追加し、アイコンの位置についても検討してまいります。 ・(広報課): ホームページのシステム構築の所管である広報課よりお答えします。(中略) ブラウザを拡大すると文字上にチャットボットのアイコンが重なるため、ブラウザの拡大・縮小機能を調整して閲覧いただくようお願いいたします。 1) 上記(高齢福祉室)回答の、「AIアイコンの位置ならびにアイコンを消す機能を追加」については、他の部局のサイトでもAIアイコンを使用されていると考えられることから、(高齢福祉室)からの回答ではなく、HPのシステム構築の所管である広報課が対処すべき事案と考えます。 2) 上記(広報課)回答の、「ブラウザの拡大・縮小機能を調整して閲覧いただくよう」については、PCでは閲覧は可能ですが、縮小すると文字が小さくなり高齢者の方は困られます。また印刷時には、すいたんAIが映り込みます。加えて、多くの方が使われているスマホでは対応が出来ませんでした。⇒他の市民の方も考えられて、再考願います。 3) 【6/9投稿(再掲)】: 吹田市のDXレベルが問われると思いますので、全部局のHPでの使用状況の確認をされたら・・・。 ・他の部局で、すいたんAIを使用されていたら、同様の不具合が生じているものと考えられることから、すいたんAI使用時の制約事項、使用方法の周知が必要と思います。 ※市議会の財政総務常任委員会の委員長に供覧を願います。 【追伸】⇒添付画像。D30-2。2025年度、全国自治体DX推進度ランキング。豊中市が総合1位 ※写真については、公表しておりません。	(1) チャットボットについては当該ページを所管する室課と掲出内容や設置箇所を相談のうえ表示しているため、所管である高齢福祉室から回答いたしました。 (2)(3) アイコンの操作性については引き続き検討し、チャットボットの挿入については、各ページ上での使い勝手を加味しながら、所管と相談のうえ利用を検討いたします。	広報課	R8.6.26	R8.7.10

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
14	吹田市への要望	●阪急バスの停留所について ・天道-東原町-南千里方面行きのバスの本数が少なく、08:00代のバスをお願いしたい。 ●JR吹田の自転車置き場のベルトコンベアの位置が階段から高く、コンベアの幅が狭いので使いづらい。加えて故障が絶えない。年寄には非常に使いづらい。 改善を求めます。	JR吹田駅南北(メロード吹田側)に設置している自転車用ベルトコンベアについて、令和2年(2020年)に設置、稼働して以降、多くの自転車利用者のかたにご使用いただいています。 この南北に設置したコンベアは、元々あったコンクリート基礎に後付けしたため、階段からの位置が高くなっており、ご不便をおかけしていることは承知しております。 「故障が絶えない」という点については、2か月に1回、専門業者による点検を実施していることに加えて、ゴミつまりによる故障発生リスクを最小限にするため、市の担当職員による清掃作業も行っております。 しかしながら、根本的解決にはコンベア設備の埋込を行う必要がございます。実施するには施工方法など非常に難しいところがありますのが現状です。 また、駐輪場北側出入口のコンベアは、階段に埋め込まれているため通常より低くなっております。幅は原付対応のため一般的な製品より広がっています。 今後、より使いやすい製品があれば、検討させていただきます。こちらのコンベアは3か月に1度定期点検を行い、故障時は速やかに対応しております。より良い環境づくりに努めてまいりますので、ご意見がありましたらお知らせください。	道路室	R8.6.29	R8.7.10

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	D37-市HP「マッチングアプリをきっかけに(略)消費者金融業者での高額な借入れ(略)注意喚起」について新着情報に掲載。	1) 標題について、6月17日に市HPに掲載をされていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載がされていないことから市民に周知がされているとは思えません。 ⇒添付画像。D37-市HP「マッチングアプリをきっかけに…。左:市HP。右:新着情報に無し(6月17日) ・内閣総理大臣が消費者への注意喚起が必要であると認め、消費者安全法第38条第1項に基づき都道府県および市町村に提供するものであり、吹田市(市民部市民相談室)は、市民への周知が必要。 ・消費者庁が、消費者安全法(平成21年法律第50号)第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。 ⇒現状は、市HP「消費生活トラブル注意報(消費者庁発表)」のサイト内に掲載がされていますが、関心の有る方しか閲覧をされていないと思います。市民には周知が出来ているとは思えません。 ⇒添付画像。D37-吹田市HP-消費生活トラブル注意報(消費者庁発表) ※吹田市HP-消費生活トラブル注意報(消費者庁発表)のサイトの閲覧数(令和8年1月～6月)を教えてください。 2) 高槻市、枚方市の新着情報、HPで市民に周知例。 ⇒添付画像。D37-市HP「マッチングアプリをきっかけに…。高槻市、枚方市の新着情報、HPで市民に周知例。 【追伸:特殊詐欺発生件数】…関連性の有無は分かりませんが… ・吹田市、令和8年5月現在=108件(豊中市=81件)。令和7年=156件(豊中市=145件) ⇒添付画像。D37-特殊詐欺認知件数。北摂の各市。(令和8年5月末・速報値。令和7年確定値) ※市議会の文教市民常任委員会委員長ならびに危機管理室および広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	今回の消費者安全法第38条第1項に基づく情報提供につきましては、本市の相談状況を確認し、新着情報には掲載する必要性がないとしましたものです。 他市においても、ホームページ自体に掲載を行っていない市区町村もあり、各市区町村とも状況に応じて対応しているものと推察されます。 新着情報の掲載については、吹田市の相談状況に基づき判断し、喫緊の課題を掲載するように努めています。 なお、消費生活トラブル注意報(消費者庁発表)のサイトの閲覧数は、令和8年1月1日から6月30日までの期間は、閲覧数が133でございます。	市民相談室	R8.6.29	R8.7.13

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
16	D40-市HP「中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援に関する相談」について新着情報に掲載要。	標題について、6月10日に市HPに掲載されていますが、市HP(Top頁)の新着情報に掲載がされていない事から事業者の方々に周知がされているとは思えません。 1)Yahooのニュースでも、倒産のタイトルが増えてきており、都市魅力部地域経済振興室は、市民に周知が必要と思います。 ⇒添付画像。D40-吹田市。中東情勢等を踏まえた相談窓口HP(6月10日)。大阪府、経済産業省。右:新着になし ⇒添付画像。D40-大阪府。中東情勢等を踏まえた特別相談窓口HP(5月19日)[部分] ⇒添付画像。D40-茨木市。中東情勢に関する特別相談窓口HP(6月8日)。経済産業省、中小企業庁、中小企業基盤整備機構、大阪府。茨木商工会議所、日本政策金融公庫 吹田支店。 ⇒添付画像。D40-摂津市。中東情勢の変化に伴う特別相談窓口のご紹介HP(6月4日)。経済産業省、中小企業庁、日本政策金融公庫、大阪府 ⇒添付画像。D40-摂津市。売上等の減少でお悩みの事業者様へ「セーフティネット保証5号」のご案内HP(7月1日)[部分] 2)中東の紛争も落ち着きを見せ始めておりますが、石油施設の破壊に伴う復旧に時間が必要。加えて為替相場(円/米ドル)は円安に⇒1年前は147円/ドルが今は、162円/ドルであり、今後の輸入物価の上昇は??。 ※市議会の文教市民常任委員会委員長に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	ご意見いただきありがとうございます。 標題のページにつきまして、新着情報に表示しております。 今後の輸入物価の動向につきましてはお答えしかねますが、輸入物価の上昇に伴う事業者への影響は引き続き注視してまいります。	地域経済振興室	R8.7.7	R8.7.13
17	路上喫煙の過料に関する意見	姫路市は、今夏から路上喫煙の過料を引き上げるそうです。 吹田市も同様に条例を改正して、「喫煙所利用への誘導」「路上喫煙への厳罰化」を実施して下さい。	本市では、吹田市環境美化に関する条例において、市内全域で歩きタバコ及びポイ捨てを禁止し、市内9か所を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区に指定しています。同地区内で路上喫煙等の条例違反行為を行い、職員の指導に従わなかった場合には2000円の過料を徴収することとしています。このため、同地区を中心に職員が市内を巡回しておりますので、喫煙所利用への誘導は従来から実施しております。 また、路上喫煙への厳罰化につきましては、規制的な手法を用いるのではなく、丁寧にマナー啓発を行うことにより、市民の方々に環境保全意識の醸成を図ることで路上喫煙防止に努めてまいります。	環境政策室	R8.7.2	R8.7.14
18	紫金山公園山の地面が危険	3月19日に「紫金山公園山南側の池のほとりの地面がぼこぼこと沈下」について要望しました。数日後、穴を土で埋めたとの報告を受けました。 しかし、また徐々に窪みが進み、現在は当時より窪み数が少し増えました。深い窪みの場合、夜間に気づかずに着地すると、体勢のバランスをくずして捻挫するかもしれません。	現地の状況を確認したところ、公園利用に大きな支障となるものではないことから、現時点では経過観察とさせていただき、注視してまいります。	公園みどり室	R8.7.8	R8.7.14

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	D38-市HP 「片山浄水所に 新しく水飲み 場が完成」につ いて提言。	標題について、5月25日に市HPに掲載をされていますが、7月8日から連日、気温が30度超えの天気予報です。アクセス図で水飲み場は片山浄水所の北東の位置にあり、東門または正門からのルート図・説明文の記載が必要。 ・アクセス図には東門と正門の記載がありますが、車での通行は可能ですか？。歩行でのルートのみですか？。記載が必要と思います。 ⇒添付画像。D38-片山浄水所水飲み場、アクセス図 ※市議会の建設環境常任委員会委員長に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	平素は本市水道事業に御理解と御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。 市ホームページ「片山浄水所の水飲み場」について、御指摘いただきました内容を参考に追記させていただきました。 この度は貴重な御意見をありがとうございました。	水道部 総務室	R8.7.6	R8.7.17
20	D39-市HP 「健康づくりカ フェを開催しま す」について提 言。	1)標題について、7月6日に市HPに掲載(更新)をされていますが、改善点の提言。 ① タイトル末尾に「申込締切日(7月7日)」の付記が必要。⇒市民に分かり易いように、新着情報の上段のタイトル「無意識の思い込み…」の例を参照。 ② タイトル情報が「更新」になっていますが、「更新」はサイトの内容に変更時(更新時はサイトの冒頭に更新内容の記述が必要)。前回と同じ内容ならばタイトルの末尾or冒頭に「再掲」の付記が必要。 ⇒添付画像。D39-健康づくりカフェ。新着情報「申込締切日」、「再掲」の付記が必要。 2)申込受付開始日が7月1日からになっていますが、7月1日の新着情報には掲出がされていませんでした。⇒健康まちづくり室は、いつ掲出をされたのでしょうか？。 ⇒添付画像。D39-健康づくりカフェ。サイト ③チラシには、申込多数の場合は「抽選」の記述。サイトには「先着順」の記述。⇒結果については、「落選者にメールまたは電話にて連絡」の記述がありますが、申込者の大半はスマホからと考えた場合、スマホの方の中には、PCからのメールを迷惑メール防止のため、受信拒否の設定をされている方もおられます。 ・吹田市が今、行っておられる「デジタル商品券」の当落メールが、受信できない場合が発生しています。⇒「デジタル商品券」のHPの冒頭の説明文を参照されたし。 3)イベントの開催時の、サイトの構成で参考になると思われるHPの画像を添付しておきます。 ⇒添付画像。D39-「無意識の思い込み…」サイトの例 ※市議会の健康福祉常任委員会委員長に広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	1)① ②について ページタイトルに関しましては、必要に応じて申込期日を記載するとともに、「更新」や「再掲」の別についても分かりやすい表現の使用に努めてまいります。 2) について 当該ページについては、令和8年7月1日の公開として事務を進めておりましたが、7月6日に適切にページの公開ができていないことが判明したことから、7月6日に改めて公開の処理を行ったものです。 今後は、ページの公開状況の確認の徹底により、再発防止に努めてまいります。 ③について イベントの当落結果に係る連絡の方式については、想定の応募者数やこれまでの申込者の意見等を踏まえ、主催団体の(公財)吹田市健康づくり推進事業団によりイベントの都度検討されています。 いただいた御意見につきましても、同団体に対し共有の上、今後の事業運営の参考とさせていただきます。 3)について 今後のページ作成等に当たって、参考とさせていただきます。	健康まちづくり室	R8.7.7	R8.7.21

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	保育園での夏季の制服着用について	子供が通っている保育園では、制服としてスモックを登降園時に着用することになっている。 私としては、昨今の夏の気温の中で普段着の上にもう一枚服を着用することは、熱中症などのリスクを高めることになり、健康上の懸念が高まる行為であると考えている。 しかし、着用せずにカバンに入れて登園すると、保育園で「着用して登園するように」との指導を受ける。 市から、夏の時期に普段着の上にさらに重ねて服(制服)を着ることは強制すべきではないとの見解を出していただきたい。	吹田市としては制服に対する規制はしておりませんが、引き続き熱中症予防対策に関して注意喚起をしていきます。 体温調節機能が十分に発達していない乳幼児に関して特に注意が必要であることに留意し、「気温と湿度を気にする」「室内を涼しく」「衣服の工夫」「日差しをよける」等暑さに対する環境の工夫をしていくことを、園長会等で警鐘してまいります。	保育幼稚園室	R8.7.16	R8.7.21
22	保育園の駐車場について	吹田市在住です。保育園の希望を出したところ近所の保育園は全て落ちてしまい、家から二駅となりの保育園に受けました。 遠いので車で送迎しています。 今日送迎の時に一時的に車を止めていたら駐禁を切られました。 近所の保育園なら自転車や徒歩で通うことができたのですが、落ちてしまったので仕方なく通っています。 駐車場は1つしかありません。 送迎のほんの数分だけ停めています。それで違反切符を切られてしまいました。 最近2人目の子供が生まれ、生後一ヶ月です。 そんな子供を連れて自転車では送迎できません。毎日お金と時間をかけて徒歩と電車で送迎しないといけないのでしょうか？ 徒歩と電車だと片道40分かかります。生後一ヶ月の乳児をたくさんの方がいる電車に乗せるのも不安です。 明日からの送迎はどうすればいいですか？	保育施設の利用に関しましては、市が世帯の状況等による保育の必要性を指数化し、保護者様から利用希望いただいた施設を対象として、優先順位をつけて利用調整を行っております。 この度は近隣の希望園の入所が叶わず、お子様の送迎にご不便をおかけしていることと存じます。本市といたしましても、保育需要の増加への対応は重要な課題と認識しておりますことから、施設の新設など、各種取組を積極的に進めているところでございます。なにとぞ、御理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、転園を希望される場合には、手続や利用調整の取扱いについてご案内いたしますので、保育幼稚園室までお問合せください。	保育幼稚園室	R8.7.8	R8.7.22
23	南吹田体育館に冷房をつけていただきたい	南吹田体育館で子供が剣道をしています。 5年ほど習っているのですが、年々温度が上がっていて凄く暑いです。 剣道は防具をつけているので更に暑く、倒れるんじゃないかと凄く心配の中稽古をしています。 見守っている親も汗だくで倒れそうです。 夜の体育館の中の温度計も35度以上になり、今まで我慢してきましたが、もう我慢の限界で命の危険があると思ったので問い合わせしようと思いました。 冷房をつけてください。 お願いします。	体育室への空調設備の設置につきましては、近年の酷暑の中、喫緊の課題であると認識しています。 現在、各屋内スポーツ施設に設置できるよう検討を進めているところですが、設置工事が大規模なものとなり費用も高額となることから、技術面やコスト面等総合的に勘案して計画的な設置に向けて進めているところです。 利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、なにとぞ御理解、御了承賜りますようお願い申し上げます。	文化スポーツ推進室	R8.7.27	R8.7.28

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
24	移民について	私は、日本への移民・外国人の受け入れをこれ以上拡大することに強く反対します。 海外では、急激な移民受け入れによって治安の悪化や文化・価値観の衝突、社会保障への負担など、さまざまな問題が起きている国があります。日本には同じ道を歩んでほしくありません。 近年、日本でも外国人が急増しており、学校給食で牛乳を飲まない理由として「宗教上の理由」が挙げられるようになったことにも、日本社会の変化を感じています。日本の教育や文化、生活習慣が、移民の増加によって変えられていくことに不安を抱えています。 市としても、国に対し、移民・外国人の受け入れ拡大に慎重な姿勢を求めていると思います。治安や住民生活への影響を最優先に考え、これ以上の受け入れ拡大には反対の立場を示していただくことを強く要望します。 また、日本人が納めた税金は、まず日本国民のために優先して使われるべきです。子育て、教育、福祉、防災など、市民生活を支える施策を最優先に充実させていただくことを希望します。 安心して暮らせる日本、日本人が安心して子どもを育てられる地域を守るためにも、市として住民の声を国へ届けていただくようお願いいたします。	外国人の出入国や在留に関する管理は、出入国在留管理庁が入管法に基づいて実施しているものです。本市では、引き続き国の動向を注視してまいります。	文化スポーツ推進室	R8.7.21	R8.7.29

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	保育所等利用調整基準の改善要望	利用調整基準表の世帯共通項目「項番6(兄弟姉妹に関する加点)」及び「項番9(転所に関する加点)」について、改善を要望します。 【要望】 ① 項番6については、兄弟姉妹が「保育所等を利用中」の場合と、「利用申込中(同時申込)」の場合を区別し、利用中の場合の方が高い加点となるよう見直してください。 具体的には、以下のいずれかのような利用調整基準を希望します。 ・兄弟姉妹が利用中の保育所等に対してのみ加点する(大阪市・豊中市・茨木市と同様) ・利用中の場合を高い加点、同時申込の場合を低い加点とする(箕面市・摂津市と同様) 少なくとも、現在のように「利用中」と「利用申込中」が同じ加点となる利用調整基準は見直していただきたいと考えています。 ② 項番9については、自己都合による転居(転居先から既存の利用施設まで2km以上となった場合)の加点は廃止してください。 転居以外の理由により、自宅から遠方の保育所を利用せざるを得ない場合について加点することには理解できますが、自己都合による転居まで加点対象とすることは、公平性の観点から疑問があります。 【隣接市との比較】 隣接市の利用調整基準を確認すると、次のような違いがあります。 ■大阪市・豊中市・茨木市 ・兄弟姉妹が利用中の保育所等のみ加点 ・同時申込(利用申込中)のみでは加点なし	①「項番6について、兄弟姉妹が「保育所等を利用中」の場合と、「利用申込中(同時申込)」の場合を区別し、利用中の場合の方が高い加点となるよう見直し」の御要望についてこれまでも、兄弟姉妹が分園となられた際の負担が大きいとお声をいただいております、配慮の必要性について認識してございますが、一方で、分園の解消を目的とした加点により、他の新規申込者が後順位となるべきではないなど、保育利用の優先度の考え方については様々なお声をいただいているところでございます。また、個々の世帯の状況によっても保育利用の優先度は異なることから、現状、調整指数に差が生じない取扱いとしておりますが、いただきました御意見を踏まえ、引き続き、兄弟姉妹が分園となった場合の加点について、他市の基準等も参考に研究いたします。 ②「項番9について、自己都合による転居(転居先から既存の利用施設まで2km以上となった場合)の加点廃止」の御要望について 「項番9」の利用調整指数につきましては、自宅から遠距離の保育施設への送迎の配慮を踏まえて定めているものでございます。 世帯ごとの転居の事情を市が客観的に把握することは困難であり、また、送迎時の負担を踏まえて設定しているものでございますため、現時点での変更は考えておりません。 利用調整基準につきましては、保育の優先度について市が様々な観点から検討し、定めているものでございます。 国の考え方や社会状況、市民の皆様からいただく御意見等を踏まえ、適宜、検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。	保育幼稚園室	R8.7.16	R8.7.30

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		■箕面市・摂津市 ・兄弟姉妹が利用中の保育所等に3点加点(箕面市は兄弟姉妹が利用していれば加点対象) ・同時利用申込は1点加点 ■吹田市 ・兄弟姉妹が利用中の場合と利用申込中の場合が同じ加点 大阪市等の利用調整基準が多くの市民が納得する内容であると考えています。仮に大阪市等の利用調整基準への変更が難しい場合でも、箕面市や摂津市のように、利用中の方が同時申込より高い加点となる利用調整基準であれば納得できます。しかし、現在の吹田市のように、「既に利用中」と「これから同時申込」が同じ点数(保育の必要性が同じ水準)となっていることには疑問があります。 【現行基準における問題点】 以下のケースは仮定ですが、実際の利用調整でも起こり得る事例です。 4月の一次選考で、M保育所(認可保育所)の1歳児募集人数が2名であると仮定します。 A世帯 ・夫婦ともフルタイム勤務 ・母が育休復帰予定 ・11歳(小学6年生)、3歳、1歳の子ども ・吹田市外から転入予定 ・3歳児・1歳児を同時申込 ・第1希望はM保育所 →1歳児:92点				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		B世帯 ・夫婦ともフルタイム勤務 ・母が育休復帰予定 ・1歳児、0歳児 ・1歳児は認可保育所Z保育所を利用中(0歳児のときに就労で入所し、その後育休認定に変更) ・育休中に吹田市内で転居 ・転居先からZ保育所まで2km以上となったため、1歳児は第1希望がM保育所で転所申込 ・0歳児は新規申込 →1歳児:93点 C世帯 ・夫婦ともフルタイム勤務 ・母が育休復帰予定 ・3歳児、1歳児 ・3歳児は既にM保育所を利用中(育休で認定) ・1歳児のみ新規申込 ・第1希望はM保育所 →1歳児:91点 現行基準では、 B世帯(93点) ↓ A世帯(92点) ↓ C世帯(91点) という順位になります。				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
		しかし、私は、 C世帯 ↓ A世帯 ↓ B世帯 となる利用調整基準が、兄弟姉妹を同じ保育所へ通わせるという市の考え方にも合致すると考えています。 【A世帯とC世帯の比較】 A世帯は、小学6年生がいることによる加点や、同時申込による加点を受けています。一方で、C世帯は既に兄弟姉妹がM保育所に在園しており、同じ保育所への入所希望という必要性はA世帯より高いと考えます。 A世帯は、「兄弟姉妹が同じ保育所に入所できればよい」「どこかの保育所へ入所できればよい」(M施設でなければいけない客観的に説明できる理由はない)という状態です。 C世帯は、既に兄弟姉妹がM保育所を利用しているため、同じ施設への入所希望が高い状況です。 それにもかかわらず、利用中と同時申込が同じ加点であるため、結果としてA世帯の方が高得点となる現行基準は、兄弟姉妹を同一保育所へ通わせるという制度趣旨との整合性に疑問があります。 また、A世帯は転入予定であり、申込時点では吹田市へ転入していません。仮に一次選考内定後に転入を取りやめた場合、2次選考でM保育所1歳児クラスが1名空きが出たとしても、C世帯は既に一次選考で第2希望以下へ内定しているため、申請することができません。 少なくとも、申込時点で兄弟姉妹が既にM保育所へ在園している世帯より、同時申込世帯の方が高い点数となる制度は見直していただきたいと考えています。				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
	なお、A世帯に近い世帯については、令和8年4月一次または二次選考において、吹田市認可保育所で1歳児・2歳児を同時申込し、同一園に内定している世帯があり、その世帯に小学生の兄がいることを確認しているため、実在しうる世帯と認識しています。 【B世帯とC世帯の比較】 B世帯は、自己都合(仕事の都合を含む)による転居によって項番9の加点を受けています。 しかし、転居は各家庭の事情によるものであり、その結果として近隣保育所への転所希望となった場合まで加点することには疑問があります。 一方、C世帯は既に兄弟姉妹がM保育所を利用しており、同じ保育所への入所希望という必要性があります。 それにもかかわらず、自己都合による転居加点と、利用中・利用申込中が同じ評価となることで、B世帯がC世帯より高得点となる現行制度は、公平性の観点から見直しが必要ではないでしょうか。 また、C世帯のように、既に兄弟姉妹が利用している保育所への入所を希望する世帯は実際に多く存在する一方で、1歳児クラスへの入所において、91点では毎年内定・保留が分かれる保育所が見受けられます。そのため、このようなケースで兄弟姉妹が既に在園している世帯が不利にならない制度としていただきたいと考えます。 【市の考え方との整合性について】 令和6年9月18日付「市民の声」の回答(令和6年9月9日受付)及び吹田市ホームページ(ページ番号1034304「提出意見及び市の考え方」項番1)では、市は「兄弟姉妹が同じ保育所へ通えるよう配慮する」という考え方を示されています。 その考え方を前提とすると、現在の利用調整基準では、兄弟姉妹が既に利用している保育所への入所希望よりも、同時申込や自己都合による転居を伴う転所希望の方が高い点数となるケースがあり、市の考え方と必ずしも一致していないように感じます。 【まとめ】 今回示したケースは仮定ですが、藤白台など大規模マンションの建設が進む地域では、転入・転居は今後も一定数発生すると考えられます。 そのような状況においても、既に兄弟姉妹が利用している保育所へ入所を希望する世帯が、同時申込や自己都合による転居加点を受ける世帯よりも不利となる制度は、公平性や制度目的の観点から改善の余地があると考えます。 つきましては、兄弟姉妹が既に利用している保育所への入所希望が、同時申込や転所希望より低く評価されるケースが生じないよう、公平性及び制度趣旨の観点から、利用調整基準表の世帯共通項目「項番6」及び「項番9」の見直しをお願いいたします。				

令和8年度(2026年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
26	空地管理について	2024年5月2日、下記内容について回答いただいた件。 ②藤白台〇〇の空地管理について ; 環境部 環境政策室よりお答えいたします。 ; 所有者に対し、除草・剪定等適正な管理を行うよう書面にてお願いしたところ です。 ; ； ; この件についての問合せ先は下記のとおりです。 ; 問い合わせ先 ; 環境部 環境政策室 地域環境担当 ; 電話:06-6384-1361 当方申出による回答から2年以上経過しておりますが、一向に改善されず。書面送った以降、市は何か努力されていますか？ 隣地との間にある街灯は当該地の樹木の邪魔で歩道は照らされず、また境界外の歩道へ越境。 市は夜間も現場確認されましたか？ このまま鬱蒼とした雑草公園でも作られる気ですか？ 放置していても、罰則やお咎めなしであれば、誰でも放置して良いという受け止めで宜しいでしょうか？ 条例あっても罰則無しであれば、条例の意味ありますか？ 今後、空き家・空地が増加する傾向に対し、所有者・占有者に指導するだけで何も改善されない事に対し、どう対処されるつもりですか？	お申出いただきました空地につきまして貴重な意見ありがとうございます。 土地所有者に対しては歩道の件も含めて適正に管理するように指導いたします。 条例の罰則規定について、現在は段階的な指導を重視しておりますが、今後の空地の不適切な管理状況の増加傾向を踏まえ、より実効性のある対策を検討してまいります。	環境政策室	R8.7.21	R8.7.30
27	蔵書リクエストについて	豊中市や箕面市にあるマンガを吹田市図書館より借りて貰うように依頼したが、マンガは不可と言われた。ならば、購入を依頼した。要望がどのような過程を経て、購入の可否が、決められるか知りたい。 また、今回、リクエストした書籍が担当から購入審査されているか知りたい。メモに書籍を書き渡しただけで、不審が募る。対応日は7月23日木曜日16時過ぎに〇〇さんという職員に、北千里まちなかりビング図書館に出した。	マンガ資料につきましては、大阪府下の図書館間での相互貸借を不可としている自治体が大半です。 大阪府及び箕面市の図書館が所蔵しているマンガ資料に関しては、一部相互貸借が可能なものがございます。 吹田市立図書館でのマンガ資料の購入は、限られた予算内での検討となるため購入リクエストは受付しておりません。 所蔵のないタイトルをご希望いただいた際には、所定のリスト「マンガ購入検討リスト」に入力し、購入時の参考とさせていただきます。 ご理解くださいますようお願いいたします。 なお、〇〇様が希望されたマンガのタイトルについて確認しましたところ、箕面市立図書館から借り受けができることがわかりました。 お申し出の際に確認が不十分であったことを深くお詫び申し上げます。 改めてご予約いただきましたら、借り受けの手配を進めさせていただきます。	中央図書館	R8.7.27	R8.7.31